

生 総 第 1 4 9 8 号
令 和 6 年 8 月 1 4 日

大阪府教育庁教育総務企画課長
大阪府教育庁教育振興室高等学校課長
大阪府教育庁教育振興室支援教育課長 殿
大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長
大阪府教育庁私学課長

大阪府警察本部生活安全部
生活安全総務課長

代表者聴取制度へのご協力について（ご依頼）

盛夏の候、貴台にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察業務の各般にわたり、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、犯罪被害や虐待を受けた18歳未満の未就学児童を含む子ども（以下「児童」という。）について、繰り返し事情聴取を受けることによる精神的負担を軽減するために、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者聴取制度による面接を行っております。

この代表者聴取制度による面接は児童の証言の信用性が命綱であり、面接を行うまでの間に、児童の記憶が誘導、暗示、思い込みなどによって汚染されてしまうと、正確な話が聞き出せなくなり、証言の信用性が否定され、結果として児童に不必要な負担を強いることとなります。

つきましては、児童と関わりの深い教職員の皆様へも本制度の趣旨についてご理解を深めていただくとともにご協力を賜りたく、別添のとおり資料を作成しましたので、貴所管の学校園等及び市町村教育委員会にご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

【代表者聴取制度】

犯罪被害や虐待を受けた被害者が、繰り返し事情聴取を受けることによる精神的負担を軽減するため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、1人の面接官が代表して聴取を行う制度をいい、面接は録音・録画の方法で行われ、その証言は重要な証拠となるとともに、信用性が認められることで、被害者が裁判へ出廷する必要がなくなります。

（ 担当係 生活安全総務課 指導第一係 06-6943-1234 ）

